

令和 2 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(令和 2 年 3 月 2 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 小城市給付型育英資金基金条例でございますが、給付型の奨学金を目的とした寄附の申し出があったことに伴い、小城市給付型育英資金基金条例を制定するもので、小城市が実施する給付型育英資金事業に関する財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

次に、議案第 2 号 小城市給付型育英資金条例でございますが、小城市給付型育英資金基金条例の制定に伴い、市民からの寄附による給付型の奨学金事業を行うための条例を制定するものでございます。

次に、議案第 3 号 小城市公共下水道等区域外流入受益者分担金徴収条例でございますが、公共下水道等の区域外流入について、受益者分担金を徴収するため、

地方自治法第 228 条の規定により条例を制定するものでございます。

次に、議案第 4 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、地方自治法が改正されましたので、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 5 号 小城市小城市東新町住宅団地浄化施設条例等の一部を改正する条例でございますが、西佐賀水道企業団の解散等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 6 号 小城市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 7 号 小城市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例でございますが、令和 2 年 4 月 1 日からの分掌事務の変更に伴い、会議の庶務を総務部総合戦略課から建設部都市計画課へ変更するものでございます。

次に、議案第 8 号 小城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓をそれぞれの任用形態に応じた方法で行うものでございます。

次に、議案第 9 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の任用を別表のとおり改正し、また、附則において、小城市交通安全指導員設置条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、償還金の支払猶予、償還免除、それに伴う報告など所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 11 号 小城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、道路構造令の改正に伴い、自転車通行帯に関することなど所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市相原一郎教育振興基金条

例を廃止する条例でございますが、小城市相原一郎教育振興基金の全額を処分するため、小城市相原一郎教育振興基金条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市道路線の変更についてでございますが、市道畑田東古賀 2 号線及び砥川大橋東線の起点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 14 号 平成 31 年度小城市一般会計補正予算（第 7 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5 億 4,844 万 6 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 239 億 8,041 万 3 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、「固定資産評価替業務委託事業」、「道路網及び都市計画道路見直し事業」の 2 事業につきましても、事業の総額、年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正は、「市有財産等管理事業」から「商工施設災害復旧事業」までの 23 事業につきましても、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第 213 条第 1 項

の規定により、翌年度に繰り越すものでございます。

第4表 債務負担行為補正は、「学校給食センター（仮称）改築事業アドバイザー委託業務」を追加し、「筑後川下流土地改良事業負担金」については、限度額を変更するものでございます。

第5表 地方債補正は、「県営地盤沈下対策事業（佐賀中部地区）（公共事業等債）」から「保健福祉施設災害復旧事業（災害復旧事業債）」までの7事業の限度額を変更するとともに、「災害弔慰金支給事業（災害援護資金貸付金）」から「牛津子育て支援集合住宅整備事業（公共事業等債）」までの4事業を廃止するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、実績に応じた事業費の減額になっておりますが、増額分の主なものについて御説明申し上げます。

第2款 総務費では、「住民基本台帳事務」のマイナンバーカード関連事務の委任等に係る交付金などを計上しております。

第3款 民生費では、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」の扶助費や、「牛津保健福祉センター管理運営事業」の被災による利用料金の収入不足による指定管理委託料の他、「国民健康保険特別会計繰出金」などを

計上しております。

第 8 款 土木費では、「橋りょう維持管理事業」や、「社会資本整備総合交付金事業」の（維持補修）、（新設改良）、（橋りょう補修）の 4 事業において国の補正予算により事業費を増額して計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う国・県支出金、市債などを増減額し、財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 15 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,111 万 4 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 3,320 万 4 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費は、小城処理区の事業費について、事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越すものでございます。

第 3 表 地方債補正は、公共下水道事業の事業費確定に伴い、限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましても、実績に応じて事業費や、施設管理費及び公債費の減額を行うものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料及び下水道負担金を実績により追加し、下水道分担金、繰入金、市債を減額するものでございます。

次に、議案第 16 号 平成 31 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 73 万 1 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 7,649 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、保険給付費を追加するものでございます。

歳入の主な内容につきましては、保険給付費の増額に伴う県支出金を追加するものでございます。

次に、議案第 17 号 平成 31 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 637 万 8 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,090 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 18 号 平成 31 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入及び支出の既定予算の総額にそれぞれ 48 万円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 2 億 9,900 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出では、共済負担金対象者の減少による法定福利費や、委託料などを減額し、資産の確定に伴う減価償却費や、消費税及び地方消費税、動力費を追加するものでございます。

また、予備費の追加は、収支の調整のためのものでございます。

収益的収入では、給水工事申請の増加に伴う手数料、加入金等の追加と一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 19 号 平成 31 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入では、補正後の予算総額を 13 億 7,120 万 2 千円、収益的支出の補正後の予算総額を 13 億 7,546 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出では、材料費、経費及び減価償却費を補正するものでございます。

収益的収入では、保険事業に係る国保調整交付金の

交付見込額などを追加するものでございます。

次に、令和2年度当初予算について御説明申し上げます。

まず、議案第20号 令和2年度小城市一般会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ205億9,964万9千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、マイナス11.1%、25億7,823万8千円の減となっております。

第2表 継続費は、「都市計画マスタープラン見直し事業」について事業の総額、期間、年割額を定めるものでございます。

第3表 地方債は、「芦刈保健福祉センター管理運営事業（公共施設等適正管理推進事業債）」から「臨時財政対策債」までの16事業について、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を15億円と定めるものでございます。

次に、新たに取り組むものなどの主な歳出から御説明申し上げます。

まず、第2款 総務費では、「第2次総合計画」の後期基本計画の策定や、「国勢調査」の費用の他、「ふるさと応援寄附金」の受納見込額を13億円と見込み、お礼の品代や広告料、手数料などを計上しております。

第3款 民生費では、病気の児童を一時的に預かる「病児・病後児保育事業」や、保育園の認可施設への移行を支援する「認可外保育施設運営支援事業」の他、三日月幼稚園を認定こども園に移行する「公立認定こども園整備事業」などを計上しております。

第4款 衛生費では、風疹、ロタウイルス感染症を予防する「定期予防接種事業」や、妊娠期から子育て期までの支援のため、総合的相談支援体制を整備する「子育て世代包括支援センター事業」の他、廃棄物中継センターでの粗大ごみ解体用として破砕機設置工事費などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、計画的に実施している暗渠排水工事の「基盤整備促進事業」や、農業用排水路を整備する「農業基盤整備促進事業」などを計上しております。

第7款 商工費では、官民が連携したイベントを展開する「地域観光資源活用空間創出事業」や、外国人観光客の受け入れ態勢を整える「インバウンド対策事業」などを計上しております。

第8款 土木費では、地域おこし協力隊員を配置し、移住・定住及び空き家に関する相談対応の充実を図る「移住・定住対策事業」や、PPP/PFI事業を活用した「牛津子育て支援集合住宅整備事業」の他、「都市計画マスタープランの見直し事業」などを計上しております。

第9款 消防費では、「佐賀県防災航空隊」の運営に

関する負担金などを計上しております。

第10款 教育費では、給食施設を集約化する「学校給食センター（仮称）改築事業」の他、「2023年国民スポーツ佐賀大会」の競技会場となる芦刈文化体育館の大規模改修や開催に向けての準備費用などを計上しております。

また、篤志家^{とくし}からの寄附金を財源とした「小城市給付型育英資金事業」を新たに予定しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

市税は、個人市民税、固定資産税、軽自動車税など徴収率の向上など反映し、全体で増収を見込んでおります。

次に、地方交付税及び市債の臨時財政対策債は、国の地方財政計画を考慮した見込額を計上し、臨時財政対策債を除く市債や分担金及び負担金、国・県支出金などは、それぞれの事業に伴う財源として計上しております。

寄附金は、「ふるさと応援寄附金」を前年度から5億円減の13億円を見込み、その他の収入は、地方財政計画やこれまでの実績等により見込額を計上しております。繰入金は、繰上償還の財源とする減債基金、公共施設整備基金、財政調整基金の繰り入れにより予算を調整しております。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 48 億 8,657 万 1 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとマイナス 0.4%、2,078 万円の減となっております。

主な内容でございますが、歳入では、国民健康保険税、県支出金を計上し、歳出では、保険給付費を計上しております。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 7,369 万 9 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますとプラス 4.7%、2,590 万 8 千円の増となっております。

主な内容でございますが、歳入では、後期高齢者医療保険料、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、議案第 23 号 令和 2 年度小城市水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 3 億 511 万 3 千円でございます。

収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費や、施設の維持管理費の他、固定資産の減価償却費などを計上しております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息及

び配当金などを計上しております。

次に、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費や、起債の償還金など 7,807 万 5 千円を計上し、資本的収入につきましては、一般会計負担金、工事負担金として 253 万 5 千円を計上しております。

次に、議案第 24 号 令和 2 年度小城市病院事業会計予算ですが、収益的収入及び支出の総額は、それぞれ 13 億 7,285 万 2 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 0.2%、210 万 7 千円の減となっております。

収益的支出につきましては、職員給与費や、薬品等の材料費などの医業費用の他、企業債の支払利息や消費税及び地方消費税などの医業外費用などを計上しております。

収益的収入につきましては、入院収益や、外来収益などの医業収益の他、預金利子や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金など医業外収益を見込んでおります。

次に、資本的支出では、リハビリ室のパソコンや放射線科の画像処理サーバー更新等の医療用機器を購入するための建設改良費や企業債元金に係る償還金などを計上しております。

資本的収入では、企業債の元金に係る一般会計負担

金や、医療機器整備のための出資金などを計上しております。

なお、資本的収入で不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 2 年度小城市下水道事業会計予算ですが、収益的収入につきましては、17 億 8,731 万 4 千円、収益的支出につきましては、15 億 5,311 万 8 千円でございます。

収益的収入の主なものにつきましては、下水道使用料、集団整備事業費負担金、他会計補助金などを計上しております。

収益的支出の主なものにつきましては、施設の維持管理費、固定資産の減価償却費、企業債利息の償還金などを計上しております。

次に、資本的収入につきましては、8 億 1,792 万 1 千円、資本的支出につきましては、15 億 2,687 万 9 千円でございます。

資本的収入の主なものにつきましては、企業債、他会計補助金、国県補助金などを計上しております。

資本的支出の主なものにつきましては、下水道管渠、処理場及び合併浄化槽等の建設改良費、企業債元金の償還金などを計上しております。

次に、継続費につきましては、「特定環境保全公共下水道事業三日月浄化センター設備工事」について、令

和 2 年度から令和 3 年度までの事業の総額と年割額を定めるものでございます。

企業債につきましても、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の建設改良につきましても起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の限度額を 6 億円と定めるものでございます。

続きまして、主な事業内容について御説明申し上げます。

まず、公共下水道事業につきましても、三日月浄化センターの設備工事費、三日月、芦刈、牛津、小城処理区の管渠工事費及び各処理区の維持管理費を計上いたしております。

農業集落排水事業につきましても、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

次に、議案第 26 号から議案第 29 号までの 4 議案は、小城市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の 4 名が令和 2 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

提案しております松本^{まつもと} 貞則^{さだのり}氏、片岡^{かたおか} 俊幸^{としゆき}氏、福田^{ふくだ} 勝法^{かつのり}氏の3名の方につきましては、再度選任するものでございます。圓城寺^{えんじょうじ} 真理子^{まりこ}氏につきましては、新たに選任するものでございます。

次に、議案第30号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の飯盛^{いさかり} 宏徳^{ひろのり}氏は令和2年5月15日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として飯盛^{いさかり} 宏徳^{ひろのり}氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第31号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の荒牧^{あらまき} 登貴子^{と き こ}氏は令和2年5月15日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として荒牧^{あらまき} 登貴子^{と き こ}氏を再度任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第32号 小城市教育委員会教育長の任命についてでございますが、教育長の^{おおの}大野^{けいいちろう} 敬一郎氏は令和2年5月31日をもって任期満了となりますので、後任の教育長として^{おおの}大野^{けいいちろう} 敬一郎氏を再度任命するた

め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の報告についてでございますが、令和元年8月5日、小城市廃棄物中継センター内におきまして、相手方の車から可燃ごみを荷卸しした後、小城市職員が車の扉を閉める際、相手方の指に裂傷を与えたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和2年1月15日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてでございますが、令和元年10月21日、市が所有する広域循環バスが市道初田・下江良線を走行中、東側の市道生立ヶ里北線から相手方車両が衝突し、車両を損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和2年1月31日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につ

きましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。